

令和 7 年度 道路空間利活用社会実験支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、彦根駅周辺地区における更なる賑わいや活力を生む都市再生を図るための未来ビジョンとして、令和 4 年度に彦根市都市再生協議会において「ひこね共創ビジョン」を策定し、駅周辺の魅力の創出の取組みを進めるため、エリアの玄関口となる彦根駅周辺、世界遺産登録を目指す彦根城周辺、城下に広がる夢京橋キャッスルロードや四番町スクエア周辺のウォークアブル推進を基本的な方針とし、官民連携型のプラットフォームにて推進体制の構築や取組みの組成に当たっている。

ひこね共創ビジョンのなかでも先導的な取組みに位置付けられる（都）彦根停車場線等の道路空間再編や利活用の方策については、社会実験を通して効果検証と交通影響の把握を行うとともに、社会的周知を図りながら実現化に向けた各種調整や検討を進めていく必要がある。

本業務では、彦根駅周辺におけるシンボル軸でもある（都）彦根停車場線を対象として、車線減少等の交通規制を伴う道路空間利活用社会実験を実施し、道路空間の利活用による取組みを試行しながら、効果検証、交通影響等の把握を行う調査、分析、検討を行うことを目的とする。

これらの支援業務の委託に際しては、価格のみならず、企画提案力、専門性、実績等を考慮することにより、豊富な経験と高度な専門知識を有する、総合的な支援が可能な事業者の選定が必要であることから、公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 業務の名称

令和 7 年度 道路空間利活用社会実験支援委託業務

3. 業務の内容

別紙「令和 7 年度 道路空間利活用社会実験支援委託業務仕様書」のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 委託金額

上限 27,000,000 円（「消費税および地方消費税」（10%）を含む）

(1) この金額は、契約金額の限度額を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(2) 支払いは、業務完了後の一括払いとする。

6. 選定スケジュール

事業者の選定は、次のスケジュールにて行うものとする。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) プロポーザル実施公告の公表 | 令和7年6月2日(月) |
| (2) 実施要領および仕様書に対する質問締め切り | 令和7年6月13日(金) |
| (3) 質問に対する回答の公表 | 令和7年6月20日(金) |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年7月4日(金) |
| (5) プレゼンテーション実施日 | 令和7年7月14日(月)予定 |
| (6) 最優先事業者の決定、通知 | 令和7年7月18日(金)発送予定 |
| (7) 契約の締結、業務開始 | 令和7年7月下旬契約締結 |
- (注) スケジュールはあくまでも現時点での予定であり、変更になることもある。

7. 参加資格等

(1) 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格として次の条件を全て満たさなければならない。

1) 提案資格について

- ① 「彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程」に基づき登録された業者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ③ 公告日前の3ヶ月以内において、国税および地方税の未納がないこと。
- ④ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。
- ⑤ 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同政令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者

ウ 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者

- エ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
- オ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
- カ 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
- ⑥過去に駅周辺整備事業やエリアマネジメントのコーディネート支援をはじめとして、本業務と類似性のある業務を受託した実績があること。
- ⑦配置を予定する技術者の中に、過去10年間の間において官民連携可能性調査をはじめとして、本業務と類似性が高い業務経験を有する者を配置できること。
- ⑧受託者の決定までの間および決定後においても参加資格要件を満たすこと。

(2) 企画提案参加について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり「参加意思表明書兼参加申請書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、「参加申請に関する申立書(誓約書兼同意書)(様式第2号)」等下記提出書類、企画提案書を添えて提出すること。

1) 受付期間

令和7年6月2日(月)から同年7月4日(金)(彦根市の休日を定める条例(平成2年3月20日彦根市条例第12号)第1条に規定する休日を除く。)午後4時45分まで(正午から午後1時までを除く。)

2) 提出書類

下記資料を各1部提出すること。

- ①参加意思表明書兼参加申請書(様式第1号)
- ②参加申請に関する申立書(誓約書兼同意書)(様式第2号)
- ③法人登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)
 - ・直近3か月以内のもの。写しでも可とする。
- ④納税証明書(国税、都道府県税、市区町村税)
 - ・直近3か月以内のもの。写しでも可とする。
- ⑤労働保険の加入を証するもの(労働保険概算・確定保険料申告書、納付済み証明書または払込領収証書のいずれかを提出すること)

(注)「彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程」に基づき、登録された業者は③から⑤の資料は省略できる。

3) 提出方法

都市計画課の窓口への持参または郵送による。

直接持参する場合は、「13. 担当窓口および問合せ先」記載の担当者へ事前に電話連

絡のうえ、直接持参すること。また、郵送する場合には、必ず「簡易書留郵便」または「書留郵便」とすることとし、提出期限日までに必着とする。

4) 参加辞退の場合

参加意思表明書兼参加申請書または企画提案書等の提出後、プロポーザルへの参加を希望する事業者の都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「参加辞退届(様式第8号)」を都市計画課に提出すること。

5) 参加資格の判定について

提出された関係書類を審査し、受付から3日以内に参加資格を有さない場合のみ通知する。

(3) 質問および回答について

本実施要領および仕様書への質問については、「質問票(様式第3号)」に記載の上、次に記載する手順等を遵守して都市計画課に提出すること。

1) 提出期限

令和7年6月13日(金)午後4時45分まで(期限後の質問は一切受け付けない。)

2) 提出方法

「13. 担当窓口および問合せ先」に記載のメールアドレス宛てに電子メールに添付し送信すること。なお、送信後は、担当窓口に電話連絡をすること。

3) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して令和7年6月20日(金)に、市ホームページに掲載する。

8. 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書の作成

企画提案書を作成する際は、次の条件を遵守の上、作成すること。

1) 企画提案書の規格

①様式は特に定めないが、A4用紙(縦横どちらでも可能)・文字のサイズは、10.5ポイント以上とする。ただし、スケジュールや図表等で一部A3用紙の使用も可能とする。その際は、A4サイズに折りたたむこと。

②企画提案書は、15ページ以内とする。

③記述内容は、できる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載は避けること。

専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを添えること。

2) 企画提案書の構成

①企画提案書は、仕様書の内容を網羅するものとし、提案する調査等、具体的な内容で作成すること。

②企画提案書には、業務実施方針、業務実施体制、業務工程計画(スケジュール)など

についても、記載すること。

③企画提案書に記載する内容は、別途提出の「経費見積書(様式任意)」の内容と一致させること。見積りに含めないものを企画提案書に記載しないこと。

④仕様書に記載されている事項以外で、本市に有意義であるとする提案があれば、積極的に提案すること。

(2) 会社概要、受託実績および配置予定技術者調書の作成

1) 会社概要

提案事業者の会社概要について、「会社概要(様式第 5 号)」を作成すること。なお、会社案内(パンフレット)などがある場合は、添付すること。

2) 受託実績について

「受託実績(様式第 6 号)」に基づき作成すること。

3) 配置予定技術者調書について

「配置予定技術者調書(様式第 7 号)」に基づき作成すること。

(3) 経費見積書の作成

経費見積書を作成する際は、次の条件を遵守のうえ、作成すること。

1) 「経費見積書(様式任意)」を提出すること。

2) 仕様書に記載されている要求事項等は全て満たされることとする。

3) 経費見積書には、各工程の費用が記載された明細を添付すること。

4) 通貨単位は円とすること。

5) 見積書には、本業務を遂行するうえで必要とする全ての経費を見積ること。

9. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出書類の種類について

次の書類を「企画提案書等の提出書(様式第 4 号)」に添えて提出すること。

1) 企画提案書(様式任意)

2) 会社概要(様式第 5 号)

3) 受託実績(様式第 6 号)

4) 配置予定技術者調書(様式第 7 号)

5) 経費見積書(様式任意)

6) 上記 1) から 5) の電子データを格納した電子媒体(CD-R)

※各資料のファイル形式は、Word、Excel もしくは PDF とすること。

(2) 提出期限および提出方法

1) 提出期限

令和7年7月4日(金)午後4時45分まで

2) 提出部数

- ①企画提案書等の提出書(様式第4号):1部提出すること。
- ②企画提案書:簡易製本したものを作成し、10部提出すること。
- ③会社概要:様式第5号に基づき作成し、10部提出すること。なお、会社案内(パンフレット)がある場合は、添付すること。
- ④受託実績:様式第6号に基づき作成し、10部提出すること。
- ⑤配置予定技術者調書:様式第7号に基づき作成し、10部提出すること。
- ⑥経費見積書:代表者印を押印したものを1部、写しを9部提出すること。
- ⑦上記①から⑥の電子データを格納した電子媒体(CD-R)を1枚提出すること。

3) 提出方法

都市計画課の窓口への持参または郵送による。なお、郵送により提出する場合は、発送時に「13. 担当窓口および問合せ先」記載の担当者へ連絡すること。

4) 注意事項

- ①提出期限を過ぎた場合は、企画提案書等を受け付けない。
- ②公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が提案事業者の瑕疵によるものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。
- ③提出書類は、返却しない。また、提出した書類の変更および再提出は認めない。

(3) 企画提案のための費用負担について

企画提案に係る費用は、全て提案事業者の負担とする。

(4) 提出書類の取扱いについて

- 1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- 2) 提出後における提案内容、見積金額の差し替え、追加・削除等はいかなる理由であっても認めない。
- 3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- 4) 本市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがある。
- 5) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- 6) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託者として選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、当該受託者にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができる

ものとする。

7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

10. 審査方法等

(1) 審査方法

1) プレゼンテーションの実施

提出した企画提案書等の内容について、事業者のプレゼンテーションによる審査を行う。

①実施日時：令和7年7月14日(月)午前10時(予定)

②場所：彦根市役所本庁舎2階 会議室2-1(予定)

③審査員：8人

④機材について

プレゼンテーションで利用する機器については、提案事業者が準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本市にて準備する。

⑤提案事業者の出席者について

3人までとする。

2) プレゼンテーションの審査方法および審査基準

プレゼンテーションの審査方法は、あらかじめ提出された企画提案書等によるプレゼンテーションの内容および見積金額に基づいて審査員が評価を行う方式とする。

プレゼンテーションの審査基準は、別紙の「令和7年度 道路空間利活用社会実験支援委託業務公募型プロポーザル企画提案書 審査基準および配点表」のとおりとする。

3) その他

①提案事業者は、企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。

②プレゼンテーションは、1事業者につき30分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問を10分程度受けるものとする。

③プレゼンテーションにおける事業者ごとの提案の順番は、参加意思表明書兼参加申請書を提出した順番どおりとする。

⑤ 提案事業者は、このプロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

※提案事業者数によりプレゼンテーションの時間等が変更になる場合があります。

(2) 評価について

1) 採点

各審査員の審査点の合計点数は満点を100点とし、各審査員の総合計点数で評価する。

2) 事業者との個別交渉

①総合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に総合点数が高い事業者を次点

事業者とし、最優先事業者と契約の締結に向けた個別交渉を行う。ただし、本市がこの業務の執行に支障を来すと判断した場合は、最優先事業者としない場合がある。

②最優先事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点事業者と個別交渉を行う。なお、総合計点数が同数の場合には、提案書に係る総合計点が高い事業者を最優先事業者とする。

③選考における評価の最低基準値は 6 割とし、これを超える評価を得なければ選定しないこととする。

④契約手続きおよび契約については、彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)等の定めるところによるものとする。

(3) 審査結果通知

参加意思表明書兼参加申請書を提出した全ての事業者(辞退した事業者を除く。)に対して文書により令和 7 年 7 月下旬に郵送にて通知する。

11. 企画提案の停止、中止および取り消し

緊急等やむを得ない理由により、この業務を実施することができない場合は、この業務を停止し、中止し、または取り消すことがある。この場合において、見積りに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

12. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1)参加資格要件を満たしていない場合

(2)提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3)仕様書で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5)経費見積書の金額が、市が示した委託金額の上限額を超過した場合

13. 担当窓口および問合せ先

担当部署：彦根市都市政策部都市計画課

所在地：〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階

電話番号：0749-30-6124(直通) F A X：0749-24-8517

E - m a i l：toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

担当者：村田・大原